

船舶事故調査報告書

令和3年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和2年3月26日 11時00分ごろ
発生場所	千葉県香取市 ^{さわらおおすか} 佐原大須賀川 ^{いわとせき} 岩戸堰付近 佐原二等三角点から真方位312° 1,425m付近 (概位 北緯35° 54.1′ 東経140° 28.7′)
事故の概要	プレジャーボートマグナムは、西南西進中、転覆した。 マグナムは、船長及び同乗者が落水して船長が死亡し、船外機等に濡損を生じた。
事故調査の経過	令和2年4月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート マグナム、5トン未満 253-20889茨城、個人所有 4.95m×2.15m×0.74m、FRP ガソリン機関、84.6kW、不詳
乗組員等に関する情報	船長 47歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年3月31日 免許証交付日 平成27年12月9日 (令和2年12月8日まで有効) 同乗者 46歳
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約1.6m/s、視界 良好 水象：川面 平穏、水温 約15℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船長が経営する釣具店の客（以下「同乗者」という。）が乗り、ブラックバス釣りの目的で、令和2年3月26日04時30分ごろ千葉県香取市 ^{やすじ} 八筋川沿いにあるマリーナを出発した。

本船は、船長が、船首部に立って船首方を向き、釣りの状況及び景色の動画を撮影しながら、船尾にある船外機を停止し、船首部に装備している‘フットコンエレキというバッテリーで駆動する電動船外機’（以下「本件フットエレキ」という。）の遠隔操作作用ペダルを足で操作して操船に当たり、同乗者が船尾部で船尾方を向いて立って釣りをを行い、大須賀川の下流から上流にある岩戸堰付近の釣り場に向けて移動していた。（図1、図2、図3参照）



図1 本船



同型の本件フットエレキ

図2 本船と同型の本件フットエレキ



同型の遠隔操作作用ペダル

図3 本船と同型の遠隔操作作用ペダル

岩戸堰は、両総土地改良区香取支所が管理する大須賀川にある堰の一つで、農業用水として水田に取水する目的で、土砂吐ゲート（以下「本件ゲート」という。）と洪水吐ゲート2つのゲートがあり、3月

20日午前中に両ゲートは閉鎖され、稲刈りが始まる8月31日ごろまで、閉鎖した状態であった。

本件ゲートは、閉鎖期間中、本件ゲートの上方から水を放流して上方側の水位を一定に保つものであった。(図4参照)

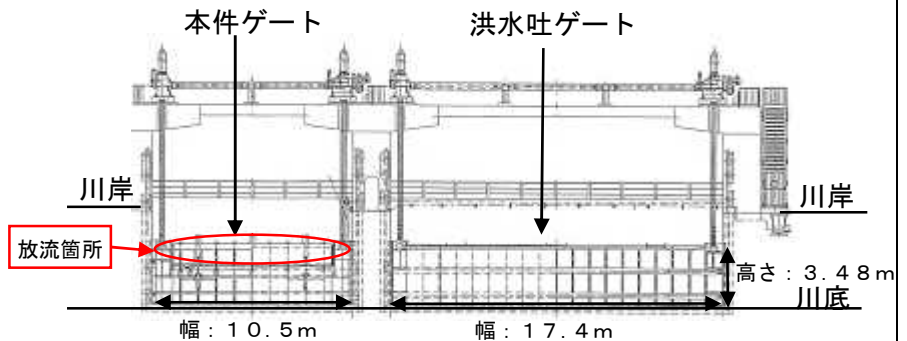


図4 岩戸堰正面図

本船は、11時少し前に大須賀川岩戸堰付近に至り、船首を上流方向の本件ゲートに向け、微速力前進で西南西進していた。

本船は、本件ゲートに約1mまでに接近した際、同乗者が、船尾で船尾方に向けて立って釣りをしていたところ、船首部で動画の撮影をしながら本件フットエレキで操船を行っていた船長の慌てた様子の声が聞こえた後、右回頭した。

本船は、本件ゲートに左舷側を横付けするような態勢で川の流れに対して横向きになり、本件ゲート上方からオーバーフローして川面に流れ落ちる水流が左舷側から船内に流入して船内全体に水が滞留した後、左舷側に傾いたと同時に本船が転覆し、船長及び同乗者が落水して川面に投げ出された。(図5参照)

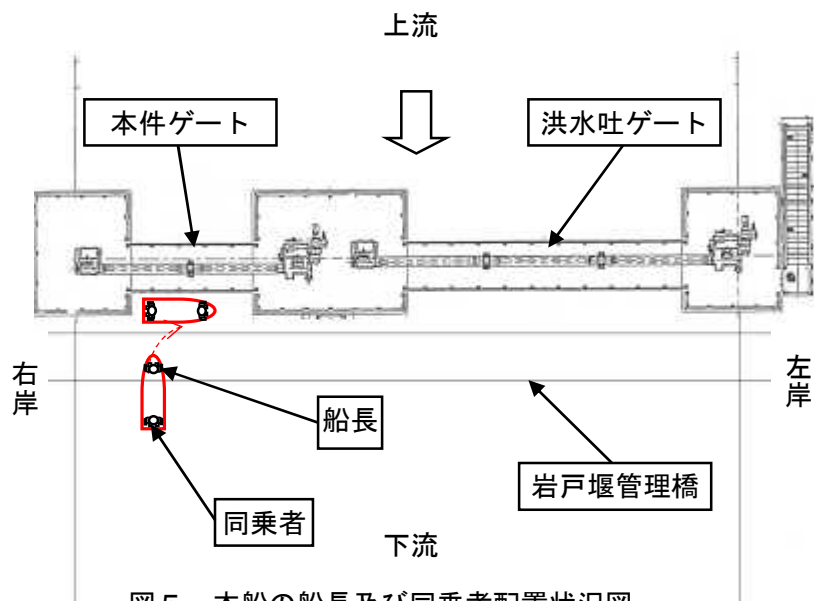


図5 本船の船長及び同乗者配置状況図

本件ゲート付近を通りかかった近所の住人は、11時05分ごろ、

	<p>同乗者が、転覆した本船船底に掴まっているところを認め、119番通報を行った。</p> <p>同乗者は、本船とともに流され、岸が近くなったので、自力で泳いで本件ゲート脇の堤にたどり着き、救助を待っていたところを近所の住民に引き揚げられた。</p> <p>船長は、通報を受けた消防及び警察による捜索が開始され、12時20分ごろ、消防のダイバーにより本件ゲートから約40m下流の右岸付近の川底にいるところを発見され、近くの警察署に搬送後、医師により死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 事故発生場所付近(本件ゲート及び洪水吐ゲートが閉鎖されている状態)、写真2 事故発生場所付近(本件ゲート及び洪水吐ゲートが開放されている状態) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだんから大須賀川岩戸堰付近でブラックバス釣り及び動画の撮影を行っていたので、本件フットエレキによる操船には慣れていた。</p> <p>船長は、本事故当時、携帯電話を身体に固定して撮影を行う、携帯電話専用の首掛け式スタンドを装着し、動画を撮影していた。</p> <p>同乗者は、月に2～3日、船長と共にブラックバス釣りをを行い、本事故前日も大須賀川岩戸堰付近でブラックバス釣りを行っていた。</p> <p>同乗者は、防水型の携帯電話を身に付けていた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、本事故当時、川面から舷縁までの高さが、船首部約0.30m、船尾部約0.40mであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、大須賀川岩戸堰付近において、船首を上流方向に向けて西南西進中、船長が、動画を撮影していたところ、本件ゲートに約1mまでに接近し、急いで本件フットエレキを操作して右回頭したものの、本件ゲートに左舷側を横付けする態勢となり、本件ゲート上方から流れ落ちる水が船内に流入したことから、船体が左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、本船が転覆した際、救命胴衣を着用していなかったことから、浮力を得られず、溺死した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、大須賀川岩戸堰付近において、船首を上流方向に向けて西南西進中、船長が、動画を撮影していたところ、本件ゲ-</p>

	<p>トに約1mまでに接近し、本件ゲート上方から流れ落ちる水が船内に流入したため、船体が左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、堰などの流水の制御施設にある、水門やゲート付近の水流が強いところには近寄らないこと。 ・ 小型船舶の暴露甲板の乗船者は、救命胴衣を着用すること。 ・ 船長は釣りをを行いながら漂泊する場合においても、動画撮影のみに意識を向けることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。

付図1 事故発生場所概略図



写真1 事故発生場所付近（本件ゲート及び洪水吐ゲートが閉鎖されている状態）

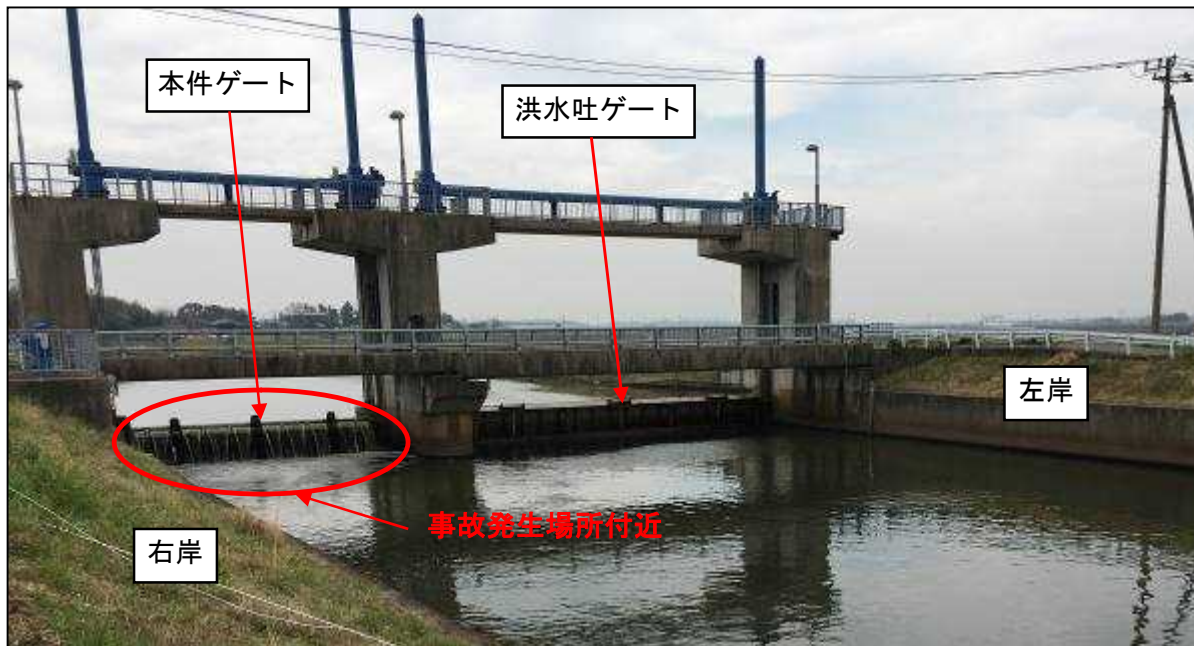


写真2 事故発生場所付近（本件ゲート及び洪水吐ゲートが開放されている状態）

